

平成 26 年度第 3 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成27年3月2日(月) 東日本高速道路(株)関東支社会議室	
委員	鎌野邦樹(早稲田大学大学院教授)、堀田昌英(東京大学大学院教授)、 中野和子(弁護士)、加藤一誠(日本大学教授)、 山本康友(首都大学東京客員教授)、奥野滋(弁護士)	
審議対象期間	平成26年8月1日～平成26年11月30日	
抽出案件	総件数 6件	(備考)
一般競争入札	1件	
条件付一般競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
調査等	1件	
業務委託	0件	
物品・役務	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
<b>I. 前回委員会コメントに対する補足説明</b>	
※特になし	
<b>II. 入札・契約手続きの運用状況等の報告</b>	
※特になし	
<b>III. 入札審査等の結果報告及び審議</b>	
<p>①総合評価落札方式10件で、価格点の高い者を技術点の差で逆転することが、昨年度迄はあったが今回はなしということで、しばらく様子を見て、標準的な設定の考え方を見直す必要があるのではないか。</p> <p>②逆転がなかったのは、技術点のばらつきより価格点のばらつきが大きかったため、技術点の差による逆転が起こらないことが起こりえると考えられる。このことについて、これまでと今回とでどのくらい違うか分析をされているか。</p>	<p>①支社と相談しながら考えていきたい。</p> <p>②分析していないので、来年度にまとめて報告したい。</p>
<b>IV. 抽出事案の審議</b>	
<p>(1) 一般競争入札方式 【館山自動車道 天羽工事】</p>	
※特になし	
<p>(2) 条件付一般競争入札方式 【東京外環自動車道 三郷管内標識取替工事】</p>	
<p>①辞退した2社の辞退理由についてわかるか。</p> <p>②標識は受注者が製作するのか、調達してくるのか。</p> <p>③入札参加者は標識の製作は自社で行わず、他社で製作したものを設置することが可能なのか。</p> <p>④標識製作に技術的な差が出るのか。</p> <p>⑤信号機はLEDに変えると発熱しないので、</p>	<p>①1社は配置を予定していた管理技術者の入院のため辞退の電話を受けたが、もう1社は電子入札上で辞退されたので把握できていない。</p> <p>②今回の工事は支柱を残したまま、標識板だけの取替となるので、それぞれの場所にあわせた形で標識板を製作・調達するものである。</p> <p>③特に規定していないので、自社で製作する会社もあればそうでない会社もあり、標識の規格や品質を仕様書で定めている。</p> <p>④会社としての工事の実績は必要であるが、標識製作は仕様書で決められた通りにやっていたければきちんとしたものができると考えている。</p> <p>⑤積雪寒冷地については情報板にヒーターを設</p>

<p>着雪してしまうと信号機が見えない事象があるようだが、今回の標識についてはその対策を仕様書で定めているのか。</p> <p>⑤標識の平均的な耐用年数はどのくらいか。</p> <p>⑥標識の取替は一斉に実施したほうが割安になると思われるが、耐用年数を睨んで画一的にまとめて取替を行うのか、あるいは個々の標識毎によって経年劣化の度合いも違うことで、個々に行うものなのか。</p> <p>⑦技術とは高速道路上の取替を行うことが主であるのか。</p>	<p>置き着雪被害を防止することもあるが、外環道についてはあまり着雪の影響が無いので対策は行っていない。</p> <p>⑤環境条件によって違うものである。</p> <p>⑥基本的には個別で行うものであり、外環道については供用して22年経過しており、標識の視認性低下等が見受けられているので、ある程度まとまったかたちで計画し取替を行うこととしたもの。</p> <p>⑦外環道は交通量が多いことから、ここを規制することは大変であるということに重きを置いている。</p>
<p><b>(3) 指名競争入札方式 (拡大型)</b>  <b>【常磐自動車道 利根川橋橋梁補修工事】</b></p>	
<p>※特になし</p>	
<p><b>(4) 随意契約方式 (不落随意契約)</b>  <b>【東関東自動車道 藤沼跨道橋 (PC上部工) 工事】</b></p>	
<p>①当初、拡大型指名競争で指名したほとんどの会社が辞退しているが、その理由についてどの様に考えているのか。</p> <p>②入札前価格交渉対象の設定については、過去不成立となった際の業者見積額とネクスコ積算額に大きな乖離があることから、当該案件については妥当かと思われる。しかしながら、仮に市況が同じであれば未だ乖離があることがありえるが、ネクスコ積算は見直しているのか、あるいはそのままなのか。</p>	<p>①施工する橋7橋が約20km間に点在しており、現場管理が大変であること、工事規模が大きくないこと、土工工事との工程調整が非常に煩雑であること、などが要因であったと考えている。</p> <p>②積算歩掛り等の改正は、本社にて施工実態調査のデータを分析して行っているが、当該工種については、改正に必要なデータがまだ集まっておらず改正に至っていない。</p>
<p><b>(5) 調査等</b>  <b>【関越自動車道 坂戸地区路線測量】</b></p>	
<p>①入札状況を見ると、多くの者が調査基準価格を下回っているが、この事についてどの様にお考えか。</p> <p>②工事については、入札に参加いただけない状況の中、調査等については多くの者が安い価格でも落札したいという状況であり、御社において低入札価格調査を行い結果的に問題はないという判断をされているという理解でよいか。</p>	<p>①今年度における当該工種6件の入札状況を見ると、いずれもかなり多くの者の参加をいただいております、競争されている結果と考えています。</p> <p>②そのとおりです。</p>

<p>③当該調査と同時期に同様の調査を必要性があつて分けて発注したとのことであるが、結果的に同じ業者が落札したことについて、問題はないのか。</p> <p>④競争参加資格なしとした者が3社おり、理由が実績がわからないからとあるが、これらの者は自分の社の実績をわかっているにも関わらずこの様な結果となったのか、御社の手順を教えてください。</p> <p>⑤不適とし競争参加資格なしとした社から苦情や問い合わせはなかったのか。</p>	<p>③現場の責任者を別々にたてていただいております、施工条件は別案件ということで両方施工していただける状況であり、当社の求めた条件をクリアしている。</p> <p>④2社については、当社の求めた「路線測量」に対し「用地測量」の実績であったことから不適と判断し、残り1社は当社の求めた「4 km以上の路線測量」に対し、提出資料及び当社でもコリンズ等で調べたが、延長の記載が確認できなかったことから不適と判断した。</p> <p>⑤ございませんでした。</p>
<p><b>(6) 物品・役務</b> <b>【平成26年度 衛星通信車購入】</b></p>	
<p>①WTO案件とのことで、英語表記については、官報公告にあるサマリーの記載のことか。日本語表記のものとは違うように見えるが。</p> <p>②1社を競争参加資格なしとした理由は、部品供給体制だけなのか。</p> <p>③もう1名の資格書類はあつたのか。いずれか1名が満たしていれば適とはならないのか。</p>	<p>①契約手続き上は日本語と英語表記のサマリーの記載としており、まず、概略をもって興味をもっていただいた中で、競争参加にあたって詳細については日本語で確認していただくこととなる。</p> <p>②他にも技術指導を行う技術者を求めており、2名の記載があつたが、うち1名の資格の証明が出されておらず不適としている。</p> <p>③もう1名はあつたが、資格の無い者が担当する可能性もふまえて不適としている。</p>
<p><b>Ⅲ. 審議結果の報告</b></p>	
<p>①昨今、辞退の業者が多く、道路利用者あるいは国民の方々も何故これほど辞退の業者が多いのかとお感じになるでしょうから、そのあたりの検証を今後もしっかりとやっていただき、制度上の問題や課題がないかどうかのチェックも今後お願いしたい。</p> <p>具体には、応札者が集まらなかったという状況は、御社の積算基準で決まる契約制限価格が入札参加者からすると厳しすぎる価格だということもなかなか手が上がらない一因だろうと想像する、入札という方式のメリットを生かすためには、なるべく今回いくらの価格でこの工事ができるという情報を沢山出していただくというのが制度の主旨かと思うので、国も含めた発注者の積算基準の見直しのタイミングで</p>	

すとかやり方とか出されているところですので、御社でも独自の積算基準をお持ちかと思うが、見直しのタイミングを含めてご検討願いたい。

②WTO 案件に係る官報の英文については、サマリーのみが記載されているということであるが、WTO 対応あるいは国際的に強く入札者を募るという観点から、できるだけ日本の業者と同じような競争ができるように公告を英文にするとともに、外国の業者から問い合わせがあるときに、英語での対応という点まで含めて、中期・あるいは長期ということになるかと思われるが、ご検討をお願いしたい。

③入札方式を何故、条件付一般競争にするとか、拡大指名競争にしたとかいうことについては、今後も入念な点検をお願いしたい。